

透析技術認定士 各位

平成 30 年 10 月 1 日より

『透析技術認定士』認定更新基準が改定されます！

透析療法合同専門委員会では透析技術のさらなるレベルアップと生涯教育の促進を図るため、第 32 回(平成 23 年)の認定より「認定更新制度」を導入いたしました。この度更新制度を改定することが決定いたしました。

新更新制度につきましては HP に詳細を掲載しておりますので、必ずご確認ください。

	旧制度	新制度
【母体学会】 1. 日本腎臓学会 2. 日本泌尿器科学会 3. 日本人工臓器学会 4. 日本移植学会 5. 日本透析医学会	1.学会出席 加算対象:筆頭発表、共同発表、 ワークショップ・シンポジウムの 座長或いは演者、教育講演演者 2.学会機関誌への論文発表 筆頭発表、共同発表	1.学会出席 2.学会機関誌への論文発表 筆頭発表、共同発表
【準母体学会】 1. 日本臨床工学技士会 2. 日本腎不全看護学会	上記と同じ	出席のみポイント対象とする。
【関連学会】 認定更新基準第 4 条 付表 1-1	1.学会出席 加算対象:筆頭発表、共同発表、 ワークショップ・シンポジウムの 座長或いは演者、教育講演演者 2.学会機関誌への論文発表 筆頭発表、共同発表	一部学会を対象外とし、出席のみポイント対象とする。
【日本臨床工学技士会】 【日本腎不全看護学会】 各種セミナー 認定更新基準第 7 条 付表 2-1、2-2	セミナー出席	各種セミナーをポイント対象外とする。
透析技術認定士認定更新のための講習会(e)	1.受講完了 2.セルフトレーニングテスト合格 (加算対象)	変更なし

※各取得点数についてはホームページでご確認ください。

【資格について】

血液浄化専門臨床工学技士、慢性腎臓病療養指導看護師、透析看護認定看護師については、[新制度より透析技術認定士の認定証有効期間内に資格の取得または資格を更新したもののみ更新基準を満たしたとします。](#)

(但し母体学会の参加は必須であることに変更はありません)。[受験資格では更新できませんのでご注意ください。](#)

その他詳細につきましては <http://touseki.jaame.or.jp/> からご確認ください。